

ちがいを
ちからに
変える街。



渋谷区
Shibuya City

きれまち指導員の職務内容について

渋谷区 環境政策部 環境整備課 きれいなまちづくり係

令和8年4月1日更新版

職務概要（１）

業務目的

渋谷区全域において、路上喫煙者やポイ捨て者に対する指導・過料徴収等を実施することで、屋外公共の場所等での喫煙行為やごみのポイ捨てを防止し、誰もが快適に過ごせる・きれいなまち渋谷を実現することを目的とする。

勤務場所

業 務：渋谷区内全域

事務所：LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）内（宇田川町１－１－１）

※渋谷区役所の隣

勤務日数

２４１日（年間休日１２４日）

※シフト制のため、土曜日・日曜日・祝日の出勤あり。

※年次有給休暇・夏季休暇などの休暇日を別途付与（次ページ詳細）。

勤務時間

早番・遅番の２交代制（シフト制）

早番：午前８時から午後３時まで

遅番：午後２時から午後９時まで

※いずれも１時間の休憩を含む

※月１～２回程度、夜間パトロール実施のため、午後９時以降の勤務日あり。

職務概要（２）

給与

月額 284,840 円（地域手当相当の報酬を含む）

※令和 8 年度採用者実績。今後変更となる可能性があります。

期末・勤勉手当

6 か月以上の任期がある場合に支給（年 2 回）

休暇

年次有給休暇 **12 日以上** ※勤続年数に応じて変動あり

夏季休暇 **4 日**

※その他特別休暇（有給・無給）あり

福利厚生

通勤手当・出張旅費 **全額支給**

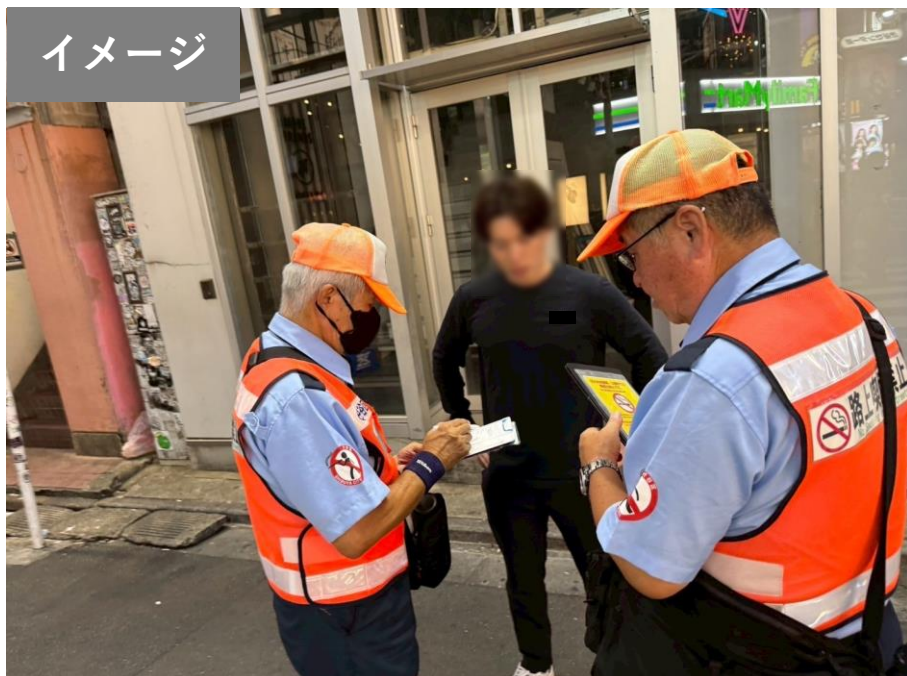
制服一式貸与

主な職務内容（１）

①巡回業務

メイン業務

- 渋谷区内全域を対象に徒歩での巡回を実施。
 - 路上喫煙者やポイ捨て者を発見次第、指導・過料徴収を実施。
 - この際、条例の趣旨や区の手組みを丁寧に説明し、再発防止を図る。
- ※ 巡回は必ず2名以上のチームを組んで実施。
- ※ 巡回ルート（エリア・場所等）は、担当職員やチームで相談し、決定。



（写真）指導員による路上喫煙者への過料処分の様子

②事業者への啓発・指導

- 路上喫煙等の助長や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に対し、条例と区の手組みを丁寧に説明し、灰皿等の撤去又は移設その他の環境整備を行うよう理解を求める。
- 特定企業等の従業員が路上喫煙等を行っている場合、店舗・事業所等の責任者に対し、条例を説明するとともに、従業員等への条例周知を依頼する。
- 飲食料等を販売する店舗を対象としたごみ箱設置義務化に関する業務として、店内等にごみ箱が設置されているか状況を確認する。未設置店舗の場合、条例と区の手組みを丁寧に説明し、ごみ箱設置その他の環境整備を行うよう指導する。
- 自動販売機を対象とした回収容器設置義務に関する業務として、自動販売機に回収容器が設置されているか状況を確認する。

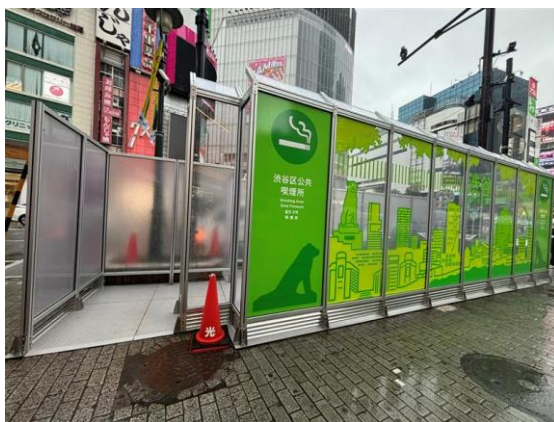


主な業務内容（２）

③喫煙所業務

- 区内の公共喫煙所において利用者（喫煙者）の誘導を行うことで、喫煙所内のトラブルの発生を防止する。
- 喫煙所内の人数が多い場合は周囲の状況に合わせ、安全な状態で並ばせるなど人数管理を行う。
- 喫煙所の外での喫煙は、厳に行わないよう指導・啓発を行う。

※ 今年度より、本業務は啓発員（民間警備会社）が実施しているため、指導員が実施する可能性は低い。



（写真）渋谷駅前スクランブル交差点喫煙所

＜対象となる主な公共喫煙所＞

- ・ 渋谷駅前スクランブル交差点喫煙所
- ・ 渋谷駅モヤイ像喫煙所
- ・ 恵比寿駅東口喫煙所
- ・ 代々木駅西口喫煙所 など

④陳情対応業務

- 渋谷区が受け付けた路上喫煙やポイ捨て等に関する陳情案件について、該当する場所への集中的な巡回や陳情者へのヒアリング等を実施する。
- 路上喫煙者やポイ捨て者等を発見した場合には、条例の趣旨と区の手組みを説明し、指導・過料徴収を行う。
- 陳情対応の結果について、指導日誌等に記録し、担当職員へ報告する。

（補足）きれまち指導員について

- 定数は、現在 30 名
- 男性 28 名、女性 2 名
- 年齢は、20 代～70 代まで幅広い世代が活躍
- 職歴は、元警察官・自衛隊・警備会社・自治体職員・その他民間企業など多種多様

